

古物営業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文

- 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）（抄） . . . . . 1
- 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄） . . . . . 1
- 古物営業法施行令（平成七年政令第三百二十六号）（抄） . . . . . 2
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄） . . . . . 2

○ 古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）（抄）

古物営業法（昭和二十四年法律第八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項中「第五条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加え、「（同項第二号の所在地の変更にあつては、同一の公安委員会の管轄区域内におけるものに限る。）」を削り、「公安委員会に」を「主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（略）

第二十四条中「公安委員会は、」を削り、「代理人等が」の下に「その古物営業に関し」を加え、「命令の規定に違反し」を「命令」に改め、「その古物営業に関し」を削り、「ときは」の下に「、当該古物商又は古物市場の主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会は」を加え、同条に次の一項を加える。

2 公安委員会は、他の公安委員会の管轄区域内に主たる営業所若しくは古物市場を有する古物商若しくは古物市場主で当該公安委員会の管轄区域内において古物営業を営むもの若しくはこれらの代理人等が当該公安委員会の管轄区域内におけるその古物営業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は当該古物商若しくは古物市場主が当該古物営業に関しこの法律に基づく処分（前条の規定による指示を含む。）に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該古物営業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

（略）

○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）

（変更の届出）

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(営業の停止等)

第二十四条 公安委員会は、古物商若しくは古物市場主若しくはこれらの代理人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し若しくはその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合において盗品等の売買等の防止若しくは盗品等の速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき、又は古物商若しくは古物市場主がこの法律に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したときは、当該古物商又は古物市場主に対し、その古物営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて、その古物営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

○ 古物営業法施行令(平成七年政令第三百二十六号)(抄)

(方面公安委員会への権限の委任)

第四条 法又は法に基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 (略)

二 法第六条第一項若しくは第二項又は第二十四条の規定による許可の取消しに関する事務  
(略)

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)(抄)

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～二十七の二（略）		
二十八 古物営業法(昭和二十四年法律第八号) 第三条、第五条第二項及び第四項並びに第七条第四項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務	1・2（略） 3 古物営業法第七条第四項の規定に基づく許可証の書換え	（略） 千五百円
二十八の二～百九（略）		

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のもの

については一件についての金額とする。